

札幌市

農業委員会だより

2010.12 発行

第 8 号

市内農業事情調査



訪問した法人と JA 施設での説明（H22.8.20）

農業委員会では毎年8月に市内農作物の作況調査及び農業関連施設等の視察を行っており、今年は8月20日に南区で営農している農家1件、法人2件、またJAさっぽろ南支店の施設1件を調査・視察しました。

法人については、近年農業経営参入に関する相談や営農を始めた事例が札幌市内でも増えてきており、その実体調査を行うために訪問しました。

今年は春の低温や日照不足などに見舞われ、札幌では7月の日照時間が73.9時間で1890年の統計開始以来、最も短いものでした。そのような中、訪問した農家、法人でも極端な天候のため、作物の開花が遅れ、実りが小さくなったりや作物に病気が広がるなど天候に苦労しているとの話を聞くことができました。

また、JAさっぽろ南支店では、店内に開設されている「とれたてっこ南生産者直売所」を視察しました。平成21年度は1日平均160名もの方が来店し、販売品目は6月から11月の間で約170品目を取り扱っており、これからも販売品目を増やしながら、支店管内農業を支えていきたいとの説明がありました。

今回の調査で訪問した方々には、農繁期の忙しい中、貴重な時間を割いてお話をいただき、誠にありがとうございました。



1

遊休農地の解消に向け、「農地の利用状況調査」が義務付けられました

農地法改正で農業委員会の新しい役割として「農地の利用状況調査」の実施が義務付けられました。この調査は実施要領を作成し、それに基づいて毎年1回、管内（市内）の全農地の利用状況を調査を行うものです。

札幌市では、8月から10月までの3ヶ月間、計14回にわたり農業委員が担当地区ごとに実態を調査しました。

調査の内容は①遊休農地、②農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく貸借等の履行状況、③違反転用を現地に赴き確認の3点です。

この調査をもとに今後の遊休農地等の対策を検討することとなります。



利用状況調査の様子（H22.8.10）

2

農地の相続税納税猶予制度が見直されました

制度改正により、平成21年12月15日以降の相続に係る納税猶予適用者は、市街化調整区域の農地については、終身耕作した場合に相続税が免除されます（市街化区域内の農地については、従前どおり20年耕作により免除）。

制度改正以前は、納税猶予の適用を受けている農地（特例農地）を貸すと納税猶予打ち切りの対象になっていましたが、一定の要件が満たされた貸付であれば納税猶予制度が継続されることとなりました。

農地を貸しても納税猶予を継続できる貸付け

- ・特定貸付け……………市街化調整区域内の農地を農業経営基盤強化促進法により他の営農者等へ貸し付ける場合（利用権設定）。
- ・営農困難時貸付け……市街化区域内の農地について、身体障がい等により耕作が困難になったときに農地法により他の営農者等に貸し付ける場合（市街化調整区域内の農地は特定貸付けを適用）。

改正前の制度で納税猶予の適用を受けている方は……

- ・20年間自作を継続した場合は、納税が免除されます。
- ・納税猶予期間の途中で上記の貸し付けを行うこともできますが、特定貸付けを行った場合には、市街化調整区域内の特例農地の全てを終身農地として利用した場合に免除となります。

15日に農地法が改正され、農業委員会の活動として明記されたについて追加や変更になったことがありますので、主な変更点いたします。



3 (新制度) 農地を相続したら届出が必要です

相続等で農地を取得した場合、農業委員会への届け出が義務付けられました。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのもので、会社にお勤めの方が相続したときなど、実際には営農していないなくても届け出をお願いします。

どんな時？

相続（遺産分割および包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等で所有権などの権利を取得したとき。

どうやって？

権利を取得した土地のある市町村の農業委員会へ届出用紙を提出してください。

届出用紙はどこに？

- 農業委員会事務局窓口
- 札幌市農業委員会のホームページ
(申請書ダウンロードのページ)
- J Aさっぽろの一部の窓口
(J Aさっぽろへお問い合わせ下さい)

届出の時期は？

権利取得を知った日からおおむね10か月以内です。相続登記が完了してから届け出ることが望ましいですが、争いがある場合等相続確定に時間がかかりそうなときは、事前に農業委員会にご相談ください。

この届け出は権利取得の効力を発生させるものではありません。

4 標準小作料の制度が廃止されました

農業委員会が小作料の標準額を定めていた標準小作料制度が廃止され、地域における賃借等の情報を提供することになりました。下記の表は農業委員会が前年の1月から12月の賃借料の実績を調べたものです。賃貸借契約を結ぶ際の目安としてください。

賃借料情報（平成22年度） 平成21年1～12月までに締結（公告）された賃借料水準（10aあたり）

農地区分	平均額	最高額	最低額	適用地域
田	実績なし ^{*1}			市内全域
畠	東部	11,500	15,000	5,000 北区（篠路町太平・篠路町上篠路・篠路町篠路） 東区（栄町・丘珠町・東苗穂町・東雁来町） 白石区（東米里）・豊平区 ^{*2} ・清田区 ^{*2}
	西部	10,100	13,000	10,000 中央区 ^{*2} ・南区 ^{*2} ・西区 ^{*2} ・手稲区（除：手稲前田）
	平野部	7,100	12,000	3,300 北区（新川・新琴似町・屯田町・東茨戸・西茨戸・篠路町 拓北・篠路町福移）東区（中沼町）白石区（除：東米里） ^{*2} 厚別区 ^{*2} ・手稲区（手稲前田）
	飼料・牧草	3,100	3,300	2,000 市内全域

*1 農地法改正前の農地区分「田」の標準小作料は14,000円

*2 市街化調整区域の全域（記載のない市街化区域内の農地については、近傍類似の農地区分に準じる）

平成23年は農業委員改選の年です

札幌市の農業委員は選挙によって選ばれる選挙委員15名、農協等の関係団体や学識経験者から選ばれる選任委員7名の合計22名で組織されており、平成23年は選挙委員の任期満了による一般選挙が行なわれます。

選挙の期日等は札幌市選挙管理委員会により告示されます。

※立候補者が選挙委員定数15名を超えない場合は、選挙の投票は行われません。

「農業委員会委員選挙人名簿」の登載申請をお忘れなく！

今回お送りした書類の中に農業委員会選挙人名簿登載申請書が同封されています。これは農業委員選挙の際の選挙権がある農業者を登載している名簿であり、農家の皆さんから提出していただいた申請書をもとに、毎年1月1日現在で作成します。この名簿は、毎年3月31日に確定し、翌年の3月30日までに行われる農業委員会選挙に使用されます。

登載申請書は、平成22年の名簿に登載されている業務主の方に送付していますので、登載申請書に必要事項を記入し、締切りまでに、農業委員会まで返送してください。

締切り 平成23年1月10日(祝)

● ● ● 農業委員会の役割 ● ● ●

農業委員会は農業委員会法第3条に規定される行政機関であり、道内の市町村は区域内に農地面積が800ha（その他の都府県では200ha）を越える場合、農業委員会を設置しなければなりません。

農業委員会は農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的な協力によって総合的に解決していくための農業者の代表機関です。毎月1回総会を開き、農地に関する申請などを審議するとともに、農地パトロールや遊休農地調査等を行っています。

農業者年金についてお知らせ

農業者年金は、農業者のための公的年金です。将来のために加入しませんか。

- 条件
- ・農業に年間60日以上従事
 - ・国民年金第1号被保険者
 - ・20歳以上60歳未満
- * 農地を持っていない人、配偶者や後継者等でも加入できます。
- 特徴
- ・積み立て方式
 - ・意欲のある若い手には保険料を助成
 - ・保険料は全額保険料控除の対象

詳しくは、農業委員会、もしくはお近くのJA窓口へ (独)農業者年金基金ホームページ <http://www.nounen.go.jp/>

* 受給者ご家族の方へ 受給されている方が亡くなった時は、届出をお願いします。

全国農業新聞のご案内

農業経営に役立つ読みやすい新聞です。
毎週金曜日にお届けします。
購読料月600円
申込は農業委員会まで

